

24-73

特54
747

29
8
134

現行
質屋
取締
條例
註解

明治十七年四月刊行

發
兌

律
書

房
版

033598-000-9

特54-747

現行質屋取締條例註解

西脇 正信 / 編

M17

BBK-0441



第九號

質屋取締條例別冊ノ通制定シ明治十七年五月十五日ヨリ施行ス

明治十七年三月廿五日

太政大臣三條實美
内務卿 山縣有朋

行現 質屋條例註解

質屋取締條例

取締條例と質屋營業取締の爲め夫々箇條と立て、
設けられたる規則と云ふ義なり

第一條 質屋營業ヲ爲ス者ハ管轄廳東京府ハ

ノ免許ヲ受クヘシ

本條は質屋營業をなさんとする者の第一番に爲すべ
き處の手續を定めたるものなり

質屋營業を爲さんとする者の必ず其營業を爲さんど
する地の管轄廳例へは京都府下に於て營業せんとす

る者ハ京都府廳に願出て又滋賀縣下に於て營業せんとする者は滋賀縣廳に願出て質屋營業の免許を受けねばあらざるなり
 東京府下に限り府廳に願出て之を警視廳に願出ることなり

第二條 質屋ハ質物臺帳ヲ備へ其紙數ヲ記シ
 所轄警察署ノ檢印ヲ受クヘシ

本條は質屋營業者の備へ置くべき帳簿の^{おやうは}ことを示したるものなり
 質屋營業者の必ず質物臺帳を^{こしら}拵へ其臺帳の紙數を其臺帳に記し例へば其紙數五百枚あれば之に所轄警察

署 所轄警察署との^じ自分の^{まゝ}住居するの檢印を受けねば地の警察署を云ふ以下之に^お倣へ
 此臺帳に記すべき事柄の次の條に就て見るべし

第三條 質物臺帳ニハ警察官ニ於テ質物、貸金、

質入主及質入受戻入換ノ年月日ヲ調査スル
 二 差支ナキ様記載スヘシ但證人ヲ要スルト
 キハ質入主及證人ノ實印ヲ押捺セシメ置ク
 ヘシ

本條ハ質物臺帳に記載すべき事柄等を定めたるものなり
 質屋營業者の質物臺帳に質物、貸金、質入主及び質入受

戻入換の年號月日を警察官に於て何時取調べらる、
 とも差支のなき様明細に記載せ置くべきこと例へば
 質物の何品何点此貸金何圓何拾錢又質入主は何府何
 國何郡何村何の誰及び質入受戻入換の何年何月何日
 ありと夫々明細に記載するの類なり但し第五條にあ
 る如く証人を要する時の質入主及び証人の實印を臺
 帳に押捺せまめ置くべきことあり

第四條 身元詳ナル者ヨリ質物ヲ取ルコ

トヲ得ス但身元詳ナル者證人タルトキハ此
 限ニアラス

本條の身元の詳からざる者より質物を取ることを得

ざる旨を示したるものなり
 何處の人やら如何の者やら更に身元の詳に知れざる
 者よりは決して物品を質に取ることは出来ざるなり
 但し身元の詳お知れある者が保證人となるときハ其
 物品を質に取るも敢て妨げなきことなり

第五條 十五年未滿ノ者白痴瘋癲者及雇人主

ノ家ヨリ質物ヲ取ルコトヲ得ス但父母後
 見人雇主又ハ身元詳ナル者證人タルトキハ
 此限ニアラス
 官廳、町村、學校、病院、社寺、會社ノ印章記號アル
 物品ハ其質入シ得ヘキコトヲ證明スル證人

二名以上アルニ非サレハ之ヲ質物ニ取ルコトヲ得ス

前二項ニ違背シタル者ハ警察官ノ命ニ依リ元利金ヲ償フコト無ク質物ヲ取戻サルコトアルヘシ

本條ハ其質入を爲す人と物とに依りてハ証人あらざれば質物を取ることを得ざる場合を定めたるものなり
質屋業者は十五年未滿の幼者白痴瘋癲の者及び人の家に雇われ居る者共よりは決して物品を質に取ることを得ざるあり但し右の者共の父母か後見人か雇

主か又ハ身元の詳に知れある者の内にて一人其保証人となるときは之を質物に取るも敢て妨げなきことなり

又諸官廳町村學校病院社寺會社の印章と押しあるか又ハ番號符牒等の記しある物品は之を質入するも差支なきことを証明する所の証人二名以上かけらねを質物に取ることを得ざるなり
前二項の規則に違背し証人なくして物品を質物に取らるときハ警察官の命に依り貸金の元金及び利金共之を償ふことなく其質に取りたる物品を所有主ハ取戻さる、こともあるなり

第六條

盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九

十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ
 物品ヲ質ニ取り又ハ寄藏シタルトキハ直ニ
 所轄警察署ニ届出ヘシ

本條は是迄惡事を爲したるに依り處刑を受けたる者
 より物品を質に取り又は寄藏したるときの手續を定
 めたるものなり
 盜罪盗罪とは強盜と詐欺取財の罪に依り處分せられ
 たるか又ハ刑法第三百九十九條第四百一條刑法第三
 條第四百一條は強盜竊盜又ハ詐欺取財等の品物たる
 ことを知て買ふたり預りたり賣買の口入れ取次をな
 したる者を罰に依て處分せられたる者より物品を質
 する條なり
 取又ハ寄藏すること敢て差支なまど雖も必ず

第七條

其都度直に所轄警察署に届出てねはならざるなり
 贓物ノ疑アル物品又ハ身柄不相應ト
 認メタル物品ヲ持來ル者アルトキハ直ニ所
 轄警察署又ハ巡行ノ警察官巡查ニ密告スヘ

本條ハ贓物の疑ある物品又は身柄不相應と認めたる
 物品を持來る者あるときの手續を示したるものなり
 贓物らしき物品か又ハ其身柄に不似合ある物品を持
 來り質入せんとする者あるときは直に其旨を所轄警
 察署か又は巡行の警察官若くは巡行の巡查に密に告
 ぐべきことなり

第八條

流質物ヲ賣拂ハントスルトキハ五日以前ニ其物品目錄ヲ所轄警察署ニ差出スヘシ

本條ハ流質物を賣拂はんとする前に爲すべき手續を定めたるものなり
質流れの物品を賣拂はんとするときハ五日以前に其物品の目錄を拵へ之を所轄警察署へ差出すべきことなり

第九條

流質物ヲ賣拂ヒタルトキハ警察官ニ於テ其物品代價及買主ヲ調査スルニ差支ナキ様流質物賣拂帳ニ記載スヘシ

本條ハ流質物を賣拂ひたる後に爲すべき手續を定めたるものなり

質流れの物品を賣拂ひたるときハ警察官に於て其物品や其代價や之を買取し者を調査せらるゝに差支の出來ざる様明細に流質物賣拂帳に記載し置くべし例へバ何品何点此代價何圓何十錢其買主は何縣府何國何區何町何の誰と記するが如し

第十條

賍物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日時ヲ其品觸寫書ニ附記スヘシ

本條ハ賍物の品觸の到達したる月日等は次條にもある如く最も必用あるか故に之を明瞭にする爲めに設けたるものなり

故に品觸の到達せしときは必ず品觸の寫書に其到達したる年號月日時刻等を明細に附記すべきなり

第十一條 品觸到達以後一年內ニ類似ノ物品

ヲ質ニ取り又ハ寄藏シタルトキ若クハ其以前ノ質物及寄藏品中ニ類似ノ物品ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

本條は品觸書の品に類似の物品ありし場合の手續を定めたるものなり

品觸の到達せたるときより一年内に其品觸書の品に類似の物品を質に取るか又は寄藏して己れの手に入りたるるとき若くハ以前より質に取り又は寄藏して手に入りある物品の中にも品觸書の品に類似の物品を

發見したるとき其旨を直ニ所轄の警察署に届出づべきことなり

第十二條 質物臺帳流質物賣拂帳及品觸寫書

ハ十年間保存スヘシ若シ七失シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

本條の質屋業者が兼て備へ置く處の質物臺帳流質物賣拂帳及び品觸の寫書等を保存し置くべき年限を定めたるものなり

是等の帳簿類の後日取調に付入用のことあるを以て之を永く保存せねばならざることを勿論あれども又之を何日までも保存せねばならぬとすれば餘り煩はしきが故に此條に於て之を十年間保存をべしと定め

たるなり故に若し十年内に之を亡失したるときは其旨を所轄の警察署に届出づべきことなり

第十三條 警察官ハ何時タリトモ質屋ノ店舗

ニ臨ミ質物及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其質物ヲ差押ヘ又ハ時々帳簿ヲ差出サシメ之ヲ検査スルユトアルヘシ質屋ハ之ヲ拒ムユトヲ得ス

本條は警察官に於て時々質物及び帳簿と検査せらる、旨を示したるものなり
警察官の取締の爲め時々質物及び帳簿を検査せねばならぬが故に何時にても質屋の店舗に就て質に取り

たる物品や質物臺帳や流質物賣拂帳等の検査を爲し又時と品とに依れば其質物を差押ふることもあり又時々右の帳簿を警察署に取寄せて検査することもあるなり此場合に於て質屋の警察官の命令を拒むことを得ざるあり

第十四條 此條例ニ違背シ又ハ詐偽ノ届出ヲ

爲シタル者ハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ハ此質屋營業取締條例に違背したる者等を處罰するの條なり
凡そ此條例に違背したる者又ハ詐偽の届出とて例への第六條にもある如く盜罪又は詐欺取財の罪等にて

處斷を受けたる者等より物品を質し取り又寄藏したる場合之と所轄の警察署に届出るに方り白きものを黒しと云ひ二ツのものを一ツと云ふが如く都て詐偽の届出を爲したる者は二圓以上二百圓以下の罰金に處せらるゝあり

第十五條 此條例ヲ一年內ニ再犯シタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

本條の其違背の度數に依り或の其營業を差止めらるゝことある旨と示したるものなり
質屋業者の此條例に一年内に二度以上違背したるときは或の其筋より其營業を禁止し又の之を停止せ

らるゝことあるなり但し禁止との際限なく何日までも其營業を差止むるものにして停止との例への何月何日より何月何日まで何ヶ月間停止すと云ふが如く必ず其期限を定め其期限間のみ之を差止むるものなり故に禁止せられたるものは再び其營業を爲すことを得ざれども停止せられたるもの其満期後の再び其營業を爲すことを得るなり

第十六條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

本條の此條例に於ては數罪俱發の例と用ゐざる旨を示したるものなり
刑法の數罪俱發との數多の罪を犯し其數多の罪が同

時に發覺するときは其内の重き罪のみを罰して輕き罪は罰せられざるの例あれども此條例に於ては數罪を犯せば其罪の數に應じ一々之を罰せらるゝなり

第十七條 營業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所

爲ト雖モ營業者其責ニ任スヘシ

本條ハ配下ノ者ノ所爲ハ其支配人に於て引受けねばならぬと云ふことを示したるものなり

凡そ家内の者共や番頭等が此條例に違背したるときと雖も其處分に至ては矢張主人たる者が引受くべきことなり

第十八條 此條例ヲ施行スルノ方法細則ハ警

視總監府知事東京府縣令ニ於テ便宜取設ケ

内務卿ニ届出ヘシ

本條ハ此條例を施行するに付ての細々しき規則や手續等ハ東京府ハ警視總監其他ハ府知事縣令に於て便宜に取設けて内務卿に届出よと云ふことなり
故に警視總監府知事縣令に於ては後日其規則や手續等を取設け内務卿に届濟の上發布せらるゝならん

行現 質屋條例註解 畢

明治十七年三月廿八日出版 御届

(定價金八錢)

京都府平民

編輯兼出版人

西脇正信

下京區第拾四組
松川町寄留

發兌書林

京都佛光寺通烏丸東二入

律

書

房

京都松原通寺町東二入

便

利

堂

判事小野巽題字 中井要平編輯

判事補澤正太郎校閱 一行民事訴訟必讀 全一冊

定價上等表紙七十五錢並六十錢
本書ハ民法上訴訟手續訴訟權限身代限處分
方及之レニ關涉スルモノ等本年三月ニ至ル
迄現行ノ法令ヲ偏シ蒐集シタル良書ナリ
石松勝一編輯

一 書讀 刑法擬律問答 初編

定價金四十五錢

一 明治十五年 京都府布達要約

上下卷定價一圓五十錢

一 明治十三年 京都府統計表

定價金一圓八十錢

一 古物商取締條例俗解

定價金十五錢

一 徵兵早解

定價十二錢

一 傍訓改正徵兵令

定價金八錢

一 現行 規則 貸金心得

定價金五十錢

一 現行 大日本法律全書

定價金一圓三十錢

刑法全附則治罪法全追告
諸規則條例訴訟戶籍法規